

第4章 汚染土壌の処理の委託義務（法第18条）

汚染土壌を当該要措置区域等外へ搬出する者（その委託を受けて当該汚染土壌の運搬のみを行う者を除く。）は、当該汚染土壌の処理を汚染土壌処理業者に委託しなければならない（法第18条第1項）。

なお、次に示す場合は対象外となる。

- ① 汚染土壌を要措置区域外へ搬出する者が汚染土壌処理業者であり、当該汚染土壌を自ら処理する場合（法第18条第1項第1号）
- ② 非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合（法第18条第1項第2号）
- ③ 汚染土壌を試験研究の用に供するために当該搬出を行う場合（法第18条第1項第3号）

また、非常災害のために必要な応急措置として当該搬出を行う場合は、処理の委託義務はないものの、当該搬出した後は、非常災害のために必要な応急措置として汚染土壌を要措置区域等外へ搬出した者として、汚染土壌処理業者に当該汚染土壌の処理の委託をしなければならない（法第18条第2項）。

この場合において、いつの時点をもって「搬出する者」が「搬出した者」に該当するかどうかは一概に定まるものではないが、当該搬出に係る非常災害のための応急措置としての緊急性が継続しているか否かという観点から判断されるものとし、当該搬出された汚染土壌が一度仮置きされた場合等、非常災害のための応急措置としての緊急性が既に認められなくなっている場合には、「当該搬出した者」に該当するものとされる（施行通知第5の1(4)）。

これらの規定に違反した場合には、3月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処せられることとなる（法第66条第3号）。